

～令和4年度、就学援助の申請をしていない方へ～

就学援助（学校でかかる費用の援助）のお知らせ・令和4年度

就学援助制度とは、生活保護受給家庭および生活保護受給家庭に近い程度経済的に困っているご家庭に対して、給食費や移動教室費など学校でかかる費用の一部を援助する制度です。

1. 援助の内容 援助費は原則として保護者の方の口座に振り込みます。

	生活保護を受けている世帯	生活保護を受けていない世帯
主な援助費目 (学年によって異なります)	学校行事費（定額）、移動教室費、修学旅行費	給食費、入学準備費、学用品・通学用品費（定額）、 学校行事費（定額）、移動教室費、修学旅行費

※ 支給時期や支給額は、認定結果通知と合わせてお知らせします。また、練馬区ホームページからも確認できます。

※ 就学援助費は、保護者の方が学校に納付されたあとの支給になります。学校への納付金が免除になるわけではありません。

2. 対象となる方

練馬区に住所（住民登録）がある、児童・生徒と同世帯の保護者で、次のいずれかに該当する方。ただし、下記2～6については、前年度において該当する方も含みます。

- 1 生活保護を受けている方。※ 生活保護を受給されている方も申請書の提出が必要です。
- 2 生活保護の停止・廃止を受けた方。
- 3 国民年金の保険料の減免を受けた方。
- 4 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けた方。
- 5 児童扶養手当の支給を受けた方。
- 6 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた方。
- 7 令和3年1年間の世帯全員の所得の合計金額が、認定基準所得以下の方。

（世帯とは、住民登録上の世帯です。保護者の兄弟・父母等が同じ世帯の場合、その方の所得も合算します。）

- 8 家計の急変が生じ、お困りの方は学務課管理係へご相談ください。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、家計が急変する原因（失職等）が発生した月まで遡及し、支給いたします。

認定基準所得金額のめやす（参考）

令和4年度における認定基準所得金額の例		
世帯人数	世帯構成（年齢は、4月1日現在満年齢）	前年中の所得金額 （世帯全員の合計額）
2人	母（39歳）・子（9歳）	2,748,192円
3人	父（39歳）・母（39歳）・子（9歳）	3,152,856円
4人	父（39歳）・母（39歳）・子（9歳）・子（5歳）	3,464,460円
5人	父（43歳）・母（43歳）・子（13歳）・子（10歳）・子（7歳）	4,131,362円
6人	父（43歳）・母（43歳）・祖母（69歳）・子（13歳）・子（10歳）・子（7歳）	4,625,678円

※ これはモデルケースであり、人数が同じでも年齢によって認定基準所得金額は異なります。そのため上記金額を超える場合でも審査を希望される方はご申請ください（なお、適切なご案内のため事前審査はお断りしています）。

※ 「所得金額」とは、給与所得の場合は給与所得控除後の金額、事業所得の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

3-1. 申請について（提出期限）

提出は、随時受け付けています。

※認定となった場合の支給は、申請書を受理した月からが対象になります。

※提出書類については、裏面「3-2. 申請について（提出書類）」を参照してください。

3-2. 申請について（提出書類）

令和4年度（2022年）就学援助費受給申請書（※児童・生徒1人につき1部を提出してください）

- ※ 小学校・中学校でそれぞれ一度の申請で卒業まで有効なものとして扱います。
- ※ 下記の該当事項にあてはまる方は必要書類の写しを添付してください。
（必要書類をすぐにご準備できない場合は、申請書をあらかじめご提出のうえ、速やかに必要書類の写しをご提出ください。）
- ※ 家計の急変により申請される方は、「令和4年度 家計の急変に関する申立書」および該当事項の必要書類を添付してください。（「令和4年度 家計の急変に関する申立書」はホームページからダウンロードいただくか、学務課管理係まで請求してください。）
- ※ 通学している小・中学校から申請書の交付を受けてください。また、ご自宅への郵送をご希望の場合は、学務課管理係へお問い合わせください。
- ※ 就学援助費受給申請書に必要事項を記入のうえ、申請書と同時に配布された返信用封筒（切手不要）に入れ、郵送するか、学務課窓口で申請書を提出してください。

該当事項	必要書類（写し）
令和4年1月1日現在練馬区に住民登録がない	下記①～③のいずれか ①令和3年分確定申告書を税務署に提出した後の控（税務署受付印のある控え） ②令和4年度（2022年度）住民税（非）課税証明書 ※1 ③マイナンバー提供書（就学援助受給申請用）※2および本人確認書類の写し ※1 各自治体で6月以降に発行できるものです。申請書はあらかじめご提出のうえ、6月以降に速やかにご提出ください。 ※2 「マイナンバー提供書（就学援助受給申請用）」をご希望の方は、練馬区ホームページからダウンロードするか、学務課管理係まで請求してください。
生活保護が停止、または廃止された	・保護決定通知書（保護の停止または廃止の内容がわかるもの）
国民年金の保険料の減免を受けた	・左記申請時に提出した書類 ・決定通知書
国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けた	・左記申請時に提出した書類 ・決定通知書
児童扶養手当の支給を受けた	・児童扶養手当証書
生活福祉資金貸付制度による貸付を受けた	・左記申請時に提出した書類 ・入金を確認できる通帳の写し等 ※社会福祉協議会からの入金を確認できるページのコピーを提出してください。

4. 審査結果

60日以内にご自宅に郵送します。

5. 注意事項

- 1 申請書を提出後、住所や世帯状況等が変更になったときは、学務課管理係または学校にお申し出ください。
- 2 練馬区外に転出された場合は、転出日をもって練馬区による就学援助費の支給を停止いたします。
- 3 認定後、所得の修正申告等により認定基準所得金額を超えた場合は、支給済みの就学援助費を返納していただくこととなりますので、ご了承願います。
- 4 申請等にかかる費用（証明書等発行手数料、不足資料郵送料など）は、申請される保護者の負担とさせていただきますので、ご了承ください。

ご提出・お問い合わせ先

練馬区教育委員会 学務課管理係 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 ☎03（5984）5643（直通）
お問い合わせは、月～金曜日（祝休日を除く）の午前8時30分～午後5時15分の間をお願いします。